

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業資金課）

項 目 名	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものを対象として、期末時価評価課税の対象外とする。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去し、我が国におけるブロックチェーン分野でのイノベーションを促進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）が、課税の対象とされている。</p> <p>こうした取扱いは、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産について課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害していると指摘されていることから、所要の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連</p>	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>（3）多極化・地域活性化の推進 （多極化された仮想空間へ） より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。</p> <p>そのため、トラステッド・ウェブ（Trusted Web）の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFTやDAOの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバースも含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン（デジタル証券）での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う。</p>

		<p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） V. 経済社会の多極集中化 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ</p> <p>（2）ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。</p> <p>○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定） 第5 デジタル化の基本戦略</p> <p>7. Web3.0の推進 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、政府における司令塔の下に、世界の潮流に遅れることなく、関係府省庁が緊密に連携し、検討を進め、必要な施策を実施する。</p>
	政策の達成目標	ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因を除去すること
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれるため、手段として有効である。

		み(手段としての有効性)	る。
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	-
---------------	---